



新年のご挨拶

日本弁理士会会長 古谷 史旺

新年おめでとうございます。
年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

〔使命条項の成立について〕

平成 26 年 4 月 25 日に弁理士法の一部改正案が可決成立いたしました。

改正されたのは、第 1 条（使命条項の創設）、第 4 条（業務拡充及び明記）、第 31 条及び第 48 条（利益相反行為の見直し）、第 72 条（役員解任権の廃止）ですが、とりわけ重要なのは、〔使命条項〕が創設されたことです。

平成 12 年成立の弁理士法第 1 条（目的）には、『この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適性を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。』と規定され、同法第 56 条には、弁理士会は『弁理士の使命及び職責にかんがみ…』と規定されています。同法第 3 条に、職責規定はありますが、弁理士の使命を謳い上げた規定はありませんでした。その上、弁理士の関わる業務が「工業所有権」に限定されていました。

使命条項は、我々が向かうべき道を指し示す羅針盤であり、弁理士徽章と一体を成すものです。

日本弁理士会は、永年にわたり使命条項の創設を求めてきましたが、59 年の歳月を経てようやく実現しました。成立した使命条項は、我々が希望したとおりに、視座の高い奥の深いものにすることが適い、特許庁をはじめとする関係機関、関係各位に改めて深く感謝申し上げます。

弁理士法第 1 条（弁理士の使命）

『弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第 2 項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。』

〔弁理士育成塾について〕

ここ数年、弁理士試験の合格者は 700～800 名で推移しており、それ以前の合格者が 100～200 名であったことに比べれば大幅な上昇です。

しかも、明細書の作成経験が全くない合格者が 20% を超えています。トータルすれば 2,000 名を超えています。

従来であれば、特許事務所や企業に就職して、弁理士や古参の技術系スタッフが手取り足取り指導（育成）してきましたが、出願件数が減少し、その上、合格者が大量に生み出されてからは、特許事務所や企業が吸収しきれず、大半が未熟なまま業界に送り出されることになりました。

日本弁理士会は、この憂慮すべき事態を真摯に受け止め、一人でも多くの実務経験者を生み出し、弁理士の存在価値を高めるべき必要から、『弁理士育成塾』を立ち上げました。

明細書の作成経験がない者を電気、機械、化学に分けて、公募で各 10 名を限度に選出し、ベテランの弁理士が明細書の作成技術を約一年間かけて、直接指導するものです。

寺子屋スタイルで第 1 クールから第 3 クールまでを、隔週土曜日の午後 1 時から 6 時まで繰り返します。ここでは、各自が作成した明細書を講師が予め添削し再作成するというように、作成と添削を繰り返して、何処が悪いかを討論形式で指導します。

昨年 11 月に第 1 期の卒業生が誕生しました。第 2 期は既に公募も終わってスタートしています。

この原稿を執筆している頃には、第 1 期卒業生の就職先も決まって各職場に収まっていることなのでしょうが、どの

ような評価を受けているか気になるところです。

社会的に評価の高い『松下政経塾』のような存在になってくれればと願っています。そうなれば、弁理士の存在価値は徐々に、しかし、確実に高まります。

〔企業内弁理士向けスキルアッププログラムについて〕

平成 25 年度は“弁理士の存在価値を高める！”，平成 26 年度は“弁理士の使命を果たし，存在価値をさらに高めよう！”をそれぞれミッションに掲げ，様々な事業計画を立て実行してきました。

明細書の作成経験が全くない合格者が 20%を超え，トータルすれば 2,000 名を超えていることは，上記で紹介したとおりですが，企業内弁理士の数も 2,000 名を超えています。

そこで，企業内弁理士の企業における存在価値を高める方策を，丸一年半をかけて研究して頂きました。その成果が『企業内弁理士スキルアッププログラム』です。

このプログラムは，初めての試みでもあり，ご批判を受けることも多々あろうとは思いますが，第 2 版，第 3 版と版を重ね，より充実した内容に仕上げていく予定です。

〔会員規律の見直しについて〕

行政の行き過ぎた規制を緩和し，自由な経済活動を促すという，規制緩和の嵐が吹き荒れ始めたのは平成 8 年頃からであり，平成 12 年の弁理士法改正では，本来，行政の行き過ぎた規制の緩和とは関わりのない弁理士制度のいくつかの規定までもが，その嵐をもろに受けてしまいました。

弁理士法第 14 条の料金規定の撤廃や，広告の原則自由化，弁理士試験の合格者の大増員等は，正しくその流れに乗っていたと思われまます。

そのことにより，需給バランスが大きく崩れ，行き過ぎた広告が公然と行われ，弁理士全体の評価を下げることとなりました。

昨年 4 月 25 日に弁理士法第 1 条に，念願の『使命条項』が創設され，弁理士が向かうべき道が指し示されました。

その規定ぶりは，我々が希望したとおりに，視座の高い奥の深い内容となっています。今こそ自らの襟を正し社会の模範とならなければなりません。

そのために，今後，広告基準の見直し，事務所名称のガイドラインの見直し，会員処分の公表の見直し，透明性，正確性，公平性の観点から外部委員の招聘強化，事務所内情報遮断措置の取り組み，弁理士ナビの改良による弁理士へのアクセス改善等を行います。

〔組織の抜本的見直しについて〕

日本弁理士会の会員数は，平成 25 年 5 月に一万人を突破しました。組織も肥大化の一途を辿っています。

費用対効果をしっかりと検証し，無駄は省き必要な組織は新設若しくは拡充する，といったメリハリを持たせることが必要です。

そこで，組織改革特別委員会を設置して，以下の検討を行って頂いています。

- 1) 日本弁理士会の組織のあり方（存在意義，設立理念）に関する検討，
- 2) 委員会及び附属機関の現状における問題点の抽出，再構築に関する検討及び具体案の提示，
- 3) 支部の現状における問題点の抽出，再構築に関する検討及び提言，
- 4) 将来における組織の設立，統合及び廃止に関する指針の提示，
- 5) 日本弁理士会組織の将来展望に関する検討及び提言，

平成 26 年 11 月 6 日付で「日本弁理士会の今後の組織のあり方」についての中間答申書が提出されましたので，執行役員会で鋭意検討し，なるべく早く会員の皆様にその内容をお示しし，ご意見を求めたいと考えています。

私の会長職も残り 3 ヶ月，2 年間の総仕上げに向けて頑張ります。

引き続き，会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。